

## 千葉県まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱(案)

## (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を踏まえ、千葉市のまち・ひとしごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定し、着実に推進するため、千葉県まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「創生推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 創生推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定・推進に関すること。
- (2) その他、まち・ひと・しごと創生に関すること。

## (組織)

第3条 創生推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 本部長は、創生推進本部を代表し、その事務を総括する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその定める順序により、その職務を代理する。

## (本部会議)

第4条 創生推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長が認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

## (部会の設置)

第5条 本部長が必要と認めたときは、部会を設置することができる。

- 2 部会は、本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、本部会議へ報告する。
- 3 部会名、部会長、副部会長及び部会員は本部長が指名する。
- 4 部会は部会長が必要に応じて招集する。
- 5 部会長は部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 7 部会に幹事課を置く。
- 8 部会長が必要と認めるときは、ワーキングチームを置くことができる。
- 9 ワーキングチームは、部会長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、部会へ報告する。

(庶務)

第6条 創生推進本部の庶務は、総合政策局総合政策部政策企画課において処理する。

2 部会及びワーキングチームの庶務は、幹事課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、創生推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

別表

病院事業管理者
教育長
総務局長
総合政策局長
財政局長
市民局長
保健福祉局長
こども未来局長
環境局長
経済農政局長
都市局長
建設局長
消防局長
中央区長
会計管理者
議会事務局長
市長公室長
総合政策部長